

令和6年6月定例会

建設委員会資料
(環境部)

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件について

1 改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置等の特例（以下「特例」という。）の適用に関する手続を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

2 改正の背景

本年1月1日に発生した能登半島地震を例に、本市においても大規模な地震災害が発生した場合は、倒壊した家屋等による災害廃棄物が大量に発生することが想定されており、状況によっては災害廃棄物処理のため新たに仮設の一般廃棄物処理施設を設置する必要が生ずる。

そのような場合において、一日も早い復旧・復興のため、一般廃棄物処理施設の設置に係る手続を簡素化できるよう、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号。以下「条例」という。）を改正しようとするもの

3 改正の内容

条例第4章生活環境影響調査報告書の縦覧等の手続に規定する平時における一般廃棄物処理施設の設置に係る手続の規定に、特例の適用に関する手続の規定を加えるもの

4 その他

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則（平成5年秋田市規則第8号）および秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成9年秋田市規則第17号）について、条例の改正に伴い規定を整備するため、改正する。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第38条 (略)</p> <p>第4章 生活環境影響調査報告書の縦覧等の手続 (縦覧等の対象となる施設の種類)</p> <p>第39条 法第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。次条第1項において同じ。)の規定による法第9条の3第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査報告書」という。)の公衆への縦覧および生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設および同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「施設」という。)とする。</p> <p>2 法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。次条第2項において同じ。)の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査(以下「受託者施設に係る生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「受託者施設に係る生活環境影響調査報告書」という。)の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(次条において「受託者施設」という。)とする。 (縦覧の告示等)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、法第9条の3の3第2項の規定により受託者施設に係る生活環境影響調査報告書の縦覧を行おうとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書類を市長に届け出なければならない。 (1) 受託者施設の名称 (2) 受託者施設の設置場所 (3) 受託者施設の種類 (4) 実施した受託者施設に係る生活環境影響調査の項目 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>3 市長は、前項の規定による届出があったときは、</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第38条 (略)</p> <p>第4章 生活環境影響調査報告書の縦覧等の手続 (縦覧等の対象となる施設の種類)</p> <p>第39条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査報告書」という。)の公衆への縦覧および生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設および同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「施設」という。)とする。</p> <p>(縦覧等の告示)</p> <p>第40条 (略)</p>

速やかに、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 受託者の氏名又は名称および住所ならびに法人
にあつては、その代表者の氏名

(2) 縦覧の場所および期間

(3) 前項第1号から第4号までに掲げる事項

(4) 法第9条の3の3第1項の規定による受託者施設
の設置又は同条第3項において読み替えて準用
する法第9条の3第8項の規定による受託者施設
の変更（以下「受託者施設の設置又は変更」とい
う。）に関し利害関係を有する者は法第9条の3
の3第2項に規定する意見書を提出することがで
きる旨ならびにその提出先および提出期限

（縦覧の場所および期間）

第41条 前条第1項第1号に規定する縦覧の場所およ
び期間は、次のとおりとする。

(1) （略）

(2) 縦覧の期間 前条第1項の規定による告示の日
から1月間（法第9条の3の2第1項の同意に係
る施設の設置又は変更をしようとする場合にあつ
ては、1月以内の期間で非常災害の状況を勘案し
て市長が必要と認める期間）

2 前条第3項第2号に規定する縦覧の場所および期
間は、次のとおりとする。

(1) 縦覧の場所 前項第1号に規定する場所

(2) 縦覧の期間 前条第3項の規定による告示の日
から1月以内の期間で非常災害の状況を勘案して
市長が必要と認める期間

（意見書の提出）

第42条 利害関係者は、第40条第1項の規定による告
示があつたときは、前条第1項に定める縦覧の期間
の満了の日の翌日から起算して2週間（法第9条の
3の2第1項の同意に係る施設の設置又は変更をし
ようとする場合にあっては、2週間以内の期間で非
常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間）
を経過する日までに、市長に対し、意見書を提出す
ることができる。

2 受託者施設の設置又は変更に関し利害関係を有す
る者は、第40条第3項の規定による告示があつた
ときは、前条第2項に定める縦覧の期間の満了の日の
翌日から起算して2週間以内の期間で非常災害の状
況を勘案して市長が必要と認める期間を経過する日
までに、受託者に対し、法第9条の3の3第2項に
規定する意見書を提出することができる。

（他の市町村との協議）

第43条 （略）

2 前項の規定は、受託者施設の設置又は変更につい
て準用する。

第5章 地域環境の清潔保持

以下 （略）

（縦覧の場所および期間）

第41条 前条第1号に規定する縦覧の場所および期間
は、次のとおりとする。

(1) （略）

(2) 縦覧の期間 前条の告示の日から1月間

（意見書の提出）

第42条 利害関係者は、第40条の規定による告示があ
つたときは、前条に定める縦覧の期間の満了の日の
翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長
に対し、意見書を提出することができる。

（他の市町村との協議）

第43条 （略）

第5章 地域環境の清潔保持

以下 （略）

リサイクルプラザ受入供給設備等改修工事請負契約について

1 概要

リサイクルプラザは、稼働から25年が経過し、老朽化による故障で、度々、処理が停止しており、故障箇所によっては、長期にわたって処理が滞り、市民生活に大きな支障を来すおそれがあることから、主要機器類の整備等を実施し、施設の延命を図る。

2 主な工事内容

(1) 令和6年度

別図において赤で示しているもの

①供給コンベヤ、②破袋除袋機の整備など

(2) 令和7年度

別図において青で示しているもの

②破袋除袋機の整備、③ペットボトル圧縮機の更新など

(3) 令和8年度

別図において緑で示しているもの

⑥立体自動倉庫の整備

3 スケジュール

令和6年7月 本契約（議決後）、着工

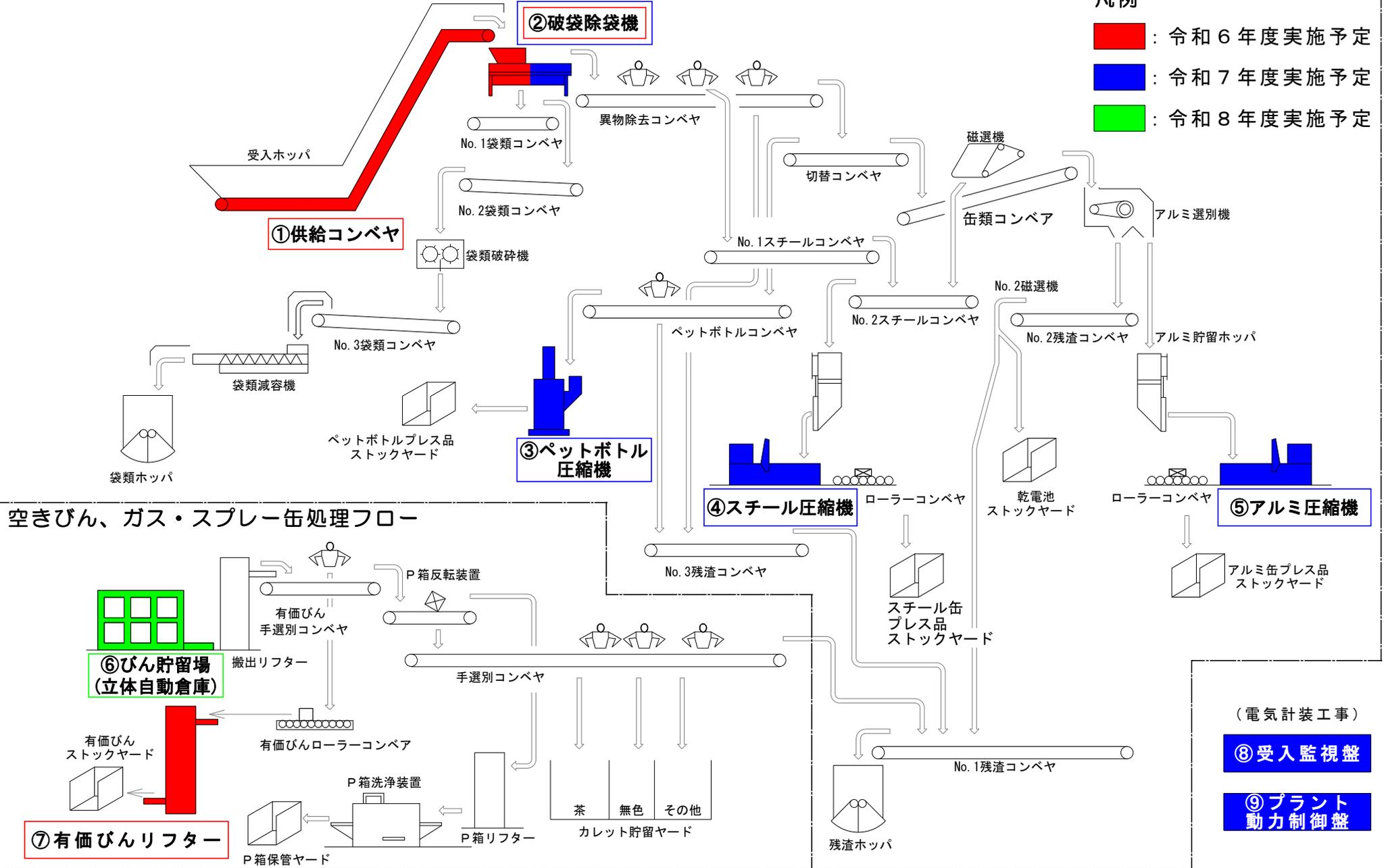
令和9年3月 竣工

リサイクルプラザ受入供給設備等改修工事請負契約について

空き缶、使用済み乾電池、ペットボトル処理フロー

凡例

- : 令和6年度実施予定
- : 令和7年度実施予定
- : 令和8年度実施予定



請願・陳情		令和6年6月議会提出分		新規・継続	
受理番号	受理年月日	件名	請願・陳情者名		
19	令和6年6月3日	家庭ごみ処理手数料の見直しについて	住所	氏名	
請願・陳情の要点			左に対する措置等		
<p>家庭ごみ有料化の目的であるごみの減量は、令和6年3月には485gまで減量し、市民の努力を評価し、処理手数料の見直しを検討する時期に入っている。</p> <p>秋田市の家庭ごみ組成割合において、21.49%を占めるプラスチック類を除けば、目標値は達成されていることを考慮すべきである。</p> <p>また、家庭ごみ処理手数料の使い道は、本当に必要な事業なのか、費用対効果などを精査してほしい。</p> <p>さらに、ごみ処理の広域化を検討しているようだが、他市町村のごみを受け入れるのであれば、その公平性から、市民負担の処理手数料について再検討すべきである。</p> <p>物価高騰の現在、ごみを出さないで生活することはできない。ごみ袋代プラス処理手数料の負担は市民に重くのしかかっており、ごみ処理手数料の見直しは、市民のための必要な生活支援と考える。</p> <p>ついては、家庭ごみ処理手数料を半額相当に見直すよう陳情する。</p>			<p>本市の家庭系ごみ排出量の削減目標は、プラスチックごみを含めて480gと定めており、食品ロスやプラスチックごみの発生抑制による、ごみ減量推進が必要であると考えている。</p> <p>家庭ごみ処理手数料相当額の用途については、「秋田市家庭ごみに係る処理手数料相当額の用途等に関する指針」に基づき充当先を決定し、予算や決算の審査を経ているほか事業の実施状況や効果を公表しており、これらを今後も継続するものである。</p> <p>ごみ処理の広域化については、持続可能なごみの適正処理を確保し、将来の財政負担を抑制するため、周辺市町村と協議会を設置しており、今後適切な費用負担となるよう協議を進めていくこととしている。</p> <p>家庭ごみ処理手数料については、目標の達成状況や、減量意識が市民のライフスタイルとして十分に定着しているかを見極める必要があるほか、国の動向なども注視し、総合的かつ慎重に判断していくべきものであり、現状において見直すことは考えていない。</p>		

東北電力(株)秋田火力発電所の廃止に伴う大気環境測定局の廃止について

1 要旨

これまで、令和4年6月定例会において、東北電力(株)秋田火力発電所（以下「秋田火力」という。）のばい煙を監視する目的で昭和50年前後に設置した堀川局および上新城局（以下「2測定局」という。）について、秋田火力の令和4年度末の廃止に伴って廃止することを報告し、その後、秋田火力の廃止が令和6年7月に延期されたことから、測定を継続することを報告していた。

このたび秋田火力が本年7月に廃止となることから、2測定局を合わせて廃止するものである。

2 経緯

令和3年3月31日 東北電力(株)が秋田火力の令和5年3月廃止をプレスリリース

令和4年6月20日 建設委員会において、秋田火力の廃止に合わせて2測定局の廃止を報告

6月下旬 堀川町内会および上新城地区振興会（以下「地元町内会等」という。）の会長に、2測定局の廃止を説明

9月14日 地元町内会等の住民に、2測定局の廃止に係る文書を全戸配付し、意見募集を実施（件数：0件）

10月20日 ・東北電力(株)が秋田火力の廃止を令和6年7月に延期することをプレスリリース

・全議員に、議員配付資料により上記内容を報告

・地元町内会等の会長に、上記内容を報告

令和5年2月9日 全議員に、議員配付資料により秋田火力の廃止の延期に伴い、2測定局の測定継続を報告

3月23日 地元町内会等の住民に、全戸配付により秋田火力の廃止の延期に伴い、2測定局の測定継続を報告

3 測定結果と設置の効果

これまで黄砂等の自然現象による場合を除いて、測定局の設置以降は環境基準を達成しており、秋田火力による生活環境への影響がなかったことを確認している。

4 今後の予定

秋田火力の廃止を確認した後、以下のことを行う。

(1) 全議員に、議員配付資料により情報を提供する。

(2) 会長と調整の上、地元町内会等の住民に情報を提供する。

(3) 大気汚染の監視効果等の評価には通年による測定を要することから、2測定局の廃止は令和6年度末とする。

なお、再延期された場合は、測定を継続し、廃止を確認した年の年度末をもって、2測定局を廃止する。

ごみ処理広域化の検討状況について

1 経緯

人口減少が進む中、本市における、持続可能なごみの適正処理の確保を目指し、スケールメリットを活用した温室効果ガスの排出削減などによる気候変動対策の推進やごみ処理費用の抑制を図るため、令和5年度からごみ処理広域化の検討を進めている。

2 これまでの取組

(1) 秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化研究会の開催

令和5年度は、研究会を構成する自治体の担当課長により研究会を開催し、情報共有や広域化の課題等の洗い出しを行った。

(2) 秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会の設置

研究会での議論により、広域化の必要性について合意が得られたことから、令和6年4月12日に「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会設立に係る覚書」を7市町村間で締結し、各副市町村長を委員とする協議会を設立した。

(3) 第1回協議会の開催

今年度末に、広域化に係る方針を「(仮称)ごみ処理広域化協定」としてとりまとめることを目指し、協議を実施することとし、スケジュールや進め方について合意したほか、環境省が制定した「広域化・集約化に係る手引き」に準じた検討項目について協議を行った。

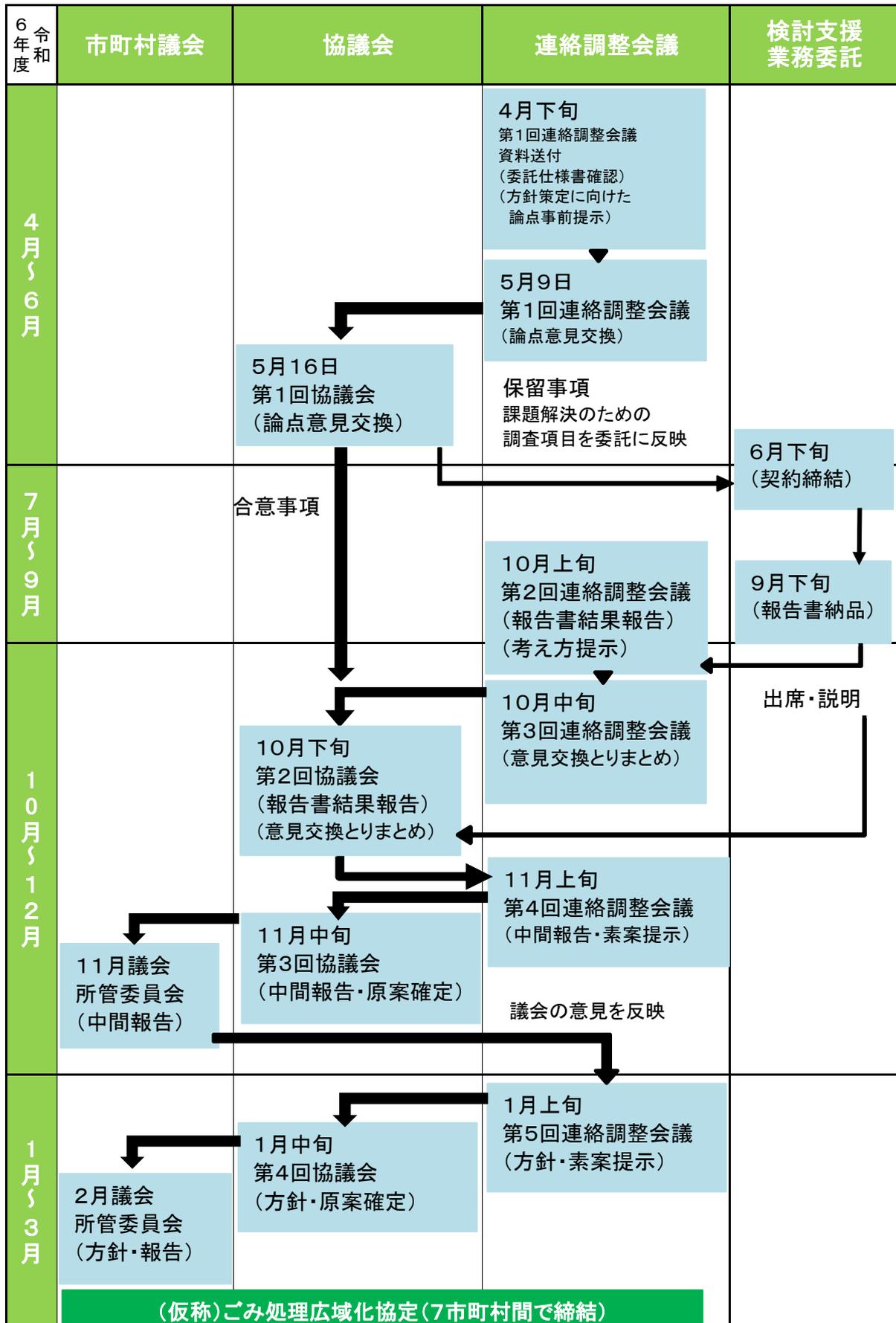
また、専門コンサルタントにより、広域化のメリット・デメリットについて調査を委託する「ごみ処理広域化検討支援業務委託」の仕様を確認した。

3 今後の流れ

別紙「(仮称)ごみ処理広域化協定策定フロー」のとおり

(仮称)ごみ処理広域化協定策定フロー

別紙



※記載の月日等は、協議の進行状況によって適宜見直しする可能性があります。